

2023

JA稲敷の現況

JA INASHIKI REPORT



稲敷農業協同組合

INASHIKI Agricultural Co-operative

1人は万人のために

万人は1人のために

J A 綱 領

—わたしたち J A のめざすもの—

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA稲敷は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2023JA稲敷の現況」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年5月

稲敷農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JAのプロフィール

◇設 立	昭和62年6月
◇本店所在地	茨城県稲敷市江戸崎甲3016番地3 電話 029-892-6700 (代)
◇出 資 金	11億1,377万円
◇総 資 産	745億8,242万円
◇単体自己資本比率	14.33%
◇組合員数	7,856人
◇役員数	26人
◇職員数	148人
◇支店数	3支店

目 次

基礎資料編	1
ごあいさつ	2
経営理念	3
経営方針	3
経営管理体制	3
事業の概況（令和4年度）	4
事業活動のトピックス（令和4年度）	8
農業振興活動	10
地域貢献情報	12
リスク管理の状況	13
自己資本の状況	19
系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	19
事業のご案内	21
JAの概況・組織	34
機構図	34
役員構成	35
職員数	36
組合員数	37
組合員組織の状況	38
地区一覧	39
店舗等のご案内	39
特定信用事業代理業者の状況	39
会計監査人の名称	39
役員等の報酬体系	40
経営資料編	43
決算の状況	44
貸借対照表	44
損益計算書	46
キャッシュ・フロー計算書	48
注記表	49
剰余金処分計算書	77
部門別損益計算書	78
財務諸表の正確性等にかかる確認	79
会計監査人の監査	79
損益の状況	80
最近の5事業年度の主要な経営指標	80
利益総括表	80
資金運用収支の内訳	81
受取・支払利息の増減額	82
経営諸指標	83
利益率	83
貯貸率・貯証率	83
職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	83
各事業の実績	85
信用事業	85
共済事業	95
購買事業	97
販売事業	98
保管事業	99
利用事業	99
指導事業	100
その他の事業	100
自己資本の充実の状況編	101
自己資本の構成に関する事項	102
自己資本の充実度に関する事項	104
信用リスクに関する事項	105
信用リスク削減手法に関する事項	109
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	111
証券化エクスポージャーに関する事項	111
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	114
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	116
金利リスクに関する事項	117

基礎資料編

ごあいさつ



平素より、JA稲敷の事業に対し、格段なるご支援・ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。このたび、当組合の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などを示した「2023 JA稲敷の現況」を作成いたしました。本冊子を通して、当組合に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

JA稲敷では理念であります「地域貢献」の精神のもと、組合員・地域住民の皆さまにこれまで以上に信頼され・地域に欠かせないJAを作るため、コンプライアンス態勢の強化と、積極的な職員の訪問活動を行います。皆様の声を事業運営に反映させ、信頼され頼られる組織づくりを図ってまいります。

役職員一同、皆さまのご期待にお応えできるよう更なる努力を重ねてまいりますので、引き続きのご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

令和5年5月吉日

稲敷農業協同組合

代表理事組合長 根本 作左衛門

経営理念

- 地域・組合員のニーズを満たします
- 地域社会、人々の繋がりを深めます
- 信頼される組織として地域貢献をいたします

これらを実現させるために、経営基盤、組織の強化を図り、また、組合員の意向・希望を把握し、様々な技術を駆使して情報提供を行ってまいります。

経営方針

◇信頼と期待に応える経営

信用・共済事業依存型の収支構造からの脱却と、より効率的・効果的な事業運営を徹底し、合併メリットを具体的に感じることができるとともに、事業運営の確立が必要です。当JAは、「強靱な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

◇営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当JAでは、市町村と連携し、認定農業者の育成や集落営農の推進、農業生産法人や特定農業団体の設立の推進を図ります。

さらに、販売力の強化と営農経済渉外活動の充実、流通コストの低減等に取り組み、農家所得の向上を図ります。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま、農業」の総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO. 1をめざします。

経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和4年度）

◇経営環境と令和4年度の業況・事業実績・損益状況の概要

令和4年度の経済状況は、コロナ過が長引く中、ロシアのウクライナ侵攻・インフレ率の高止まりなど予測困難な世界情勢により、物流の停滞・原材料の高騰・不透明な金融市場など、厳しい状況が続いています。

営農に関しては、前述の要因により、外・中食産業の消費低迷や、農畜産物の販売環境の悪化も続くなか、安定した営農・生活の実現に向け、農業資材高騰の影響緩和対策を政府へ求めました。

金融情勢については、長期にわたる金融緩和政策、マイナス金利や金融機関間の金利競争を受けて、貸出金利率の低水準が続いています。

このような中、「農業者の所得増大」「持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立」「農業、地域・暮らしを支える組織・事業基盤強化」を目指し「新3ヵ年計画」の初年度として、「不断の自己改革」を進め鋭意事業に取り組んで参りました。

その結果、事業利益では、97 百万円（前年実績対比 197.5%）、経常利益では 139 百万円（前年実績対比 144.1%）となり、税引前当期剰余金は 118 百万円（全実績対比 287.4%）となりました。

◇組合として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

① JA 経営の高度化と健全性の確保について

監督指針の改正により、早期警戒制度の本格適用が令和4年に始まり、合理的な根拠に基づいた経営判断が求められるようになりました。収益構造の変化や、世界的な社会情勢の変化に対応するため、将来の見通しを踏まえた経営計画の策定と実践・進捗管理により、経営の健全化を維持します。

経営成果として、財務3指標（事業管理費比率、労働分配率、労働生産性）の県指標水準を目標として取り組み、組合経営の健全性が確保された状態を目指し、内部留保の充実を図り自己資本の強化に努めるとともに、組合員・利用者への利益還元を継続実施できるよう、持続可能な経営基盤の強化に取り組みます。

② コンプライアンス態勢の確立

内部統制や情報セキュリティ、コンプライアンス態勢の確立は組織存続に直結する最重要課題として位置づけ、コンプライアンスプログラム兼個人情報保護計画及び内部統制整備基本計画に基づき、内部牽制機能の強化を図ります。

また、不祥事再発防止に向け、自主検査、コンプライアンス研修会等で再発防止策の徹底を図るとともに、役職員のコンプライアンス意識のさらなる向上と職場風土の改革に向け、内部管理態勢のより一層の充実・強化に取り組みます。

③ 自己改革に関する取り組み

当JAの基本方針として、「農業者の所得増大」、「地域と暮らしを豊かにするための協同組合運動の実践」、「JA自己改革を実践するための組織・事業基盤の拡充強化」を掲げ、JAの存在意義を発揮するため、この取り組みを一過性のものとはせず実現に向け自己改革を着実に実践します。

◇組合の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果

① 信用事業

JAバンクを取り巻く環境は、少子高齢化に伴う農業構造の変化や事業基盤の縮小、日銀マイナス金利の長期化による資金収支の悪化等により、厳しい状況が続いております。農業地域が持続可能な社会を実現するためには、金融仲介機能を発揮するとともに、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組が求められております。

貯金については、優遇プログラムを活用し、年金振込口座獲得の推進や非対面チャネルの普及拡大による利用者メイン化に重点を置き、窓口・MA（信用専任渉外担当者）を中心に推進活動を実施し、事業推進体制の構築・強化への取り組みにより、貯金残高は、699 億円（前年比 1.3%増）となり、個人貯金残高は、597 億円（前年比 1.4%増）となりました。

貸出金については、農業関連資金の取組強化に向けてメイン強化先を選定し、営農部門との連携による定期的な訪問活動の展開により、貸出金残高は 108 億円（前年比 2.2%増）となりました。

② 共済事業

共済事業については、コロナ禍を契機とした人々の価値観、生活様式の変化やデジタル技術の急速な進展など、大きな環境変化のなかであっても、変わらぬ「安心」を提供し続けるために、3Q 訪問活動（近況確認）を実践し、アプローチ“量”の確保と「ひと」「いえ」「くるま」「農業」の万全な保障提供に向けたアプローチの“質”の向上を図り、LA（共済専任渉外）を中心に利用者満足度を意識した推進活動を実施しました。

また、次世代に向けた取組としては生命共済未加入者、他事業利用者への“はじまる活動”を実践しニューパートナー獲得に向けた取組を展開しました。

こうした取組を行いました。生命保障ニーズが減少しており、推進総合目標 396.9 万ポイントに対し、309.6 万ポイントの実績となり、達成率 78%となりました。

③ 購買事業

生産資材においては、世界情勢や肥料輸出国からの輸出が停滞していることにより需要が集中し、窒素、リン酸、加里の国際市況が全て過去最高値まで上昇した為、肥料価格も大幅な値上げとなりました。

そうした中、肥料の早期確保にむけて取り組むとともに、一部肥料においては値上げ幅を抑制するなど組合員の皆様の生産コスト上昇を最小限に抑える対策をおこないました。さらに、予約価格による春肥料農薬の早期取り纏めをおこなうとともに、国による肥料価格高騰対策の取組実施者として、肥料を購入・注文いただいた組合員の皆様への周知・取り纏めをおこないました。農薬については、好評いただいているメーカー直送超大型規格の品目を拡大し、徹底した価格対策を実施しました。

また、スマート農業の普及に向けて、新たに農業用ドローンや自動操舵装置などの取扱いを開始することで、労力軽減や作業の効率化に寄与しました。

生活物資においては、県内の旬な果物の特別販売企画を実施するとともに、新茶・頒布会等の推進活動をおこないました。

この取組により、購買事業全体で 12 億 20 百万円（前年実績対比 75.9%）の供給実績となりました。これは、収益認識基準適用後の供給実績となります。

④ 販売事業

令和4年産米については、全国で飼料用米等への転作が進んだこともあり、主食用米の作付面積が前年より5.2万ha減となりました。国内の米消費は、毎年10万トン規模で減少しており、さらには、新型コロナウイルス感染拡大により、中食・外食産業向け業務用米の需要が大幅に減少している状況でした。しかし、作付転換が進んだこともあり、需要は緩和基調から均衡基調に戻りつつある傾向となりました。

作柄については、作況指数が全国「100」、茨城県「101」（平年並み）となりましたが、高温障害による乳白等の品質低下がみられました。

本年産の集荷数につきましては、15,052トン（前年比105%）となりましたが、飼料用米への転換が進んだ事により、販売高は16億49百万円（前年比94%）となりました。

園芸作物については、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による、業務系の低迷に加え、物価高騰に起因した、量販店を中心とした小売の苦戦もあり、厳しい販売環境が続き、受託販売高は13億55百万円（前年比86%）となりました。

主要品目である「れんこん」については、令和4年産露地作において、生育期の天候が良く豊作となったため、販売については他品目同様の厳しい販売に加え、物量過多での販売となり、8億99百万円（前年比84%）となりました。

また、「江戸崎かぼちゃ」については市場出荷販売の他、毎年恒例となりました、「江戸崎かぼちゃ」を使用した、「スープ」を大手コンビニエンスストアチェーン北関東店舗（約1,740店）で約62,000食（前年比82%）を販売し、農業所得のアップにつなげました。

◇組合として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

① JA 経営の高度化と健全性の確保について

監督指針の改正により、早期警戒制度の本格適用が令和4年に始まり、合理的な根拠に基づいた経営判断が求められるようになりました。収益構造の変化や、世界的な社会情勢の変化に対応するため、将来の見通しを踏まえた経営計画の策定と実践・進捗管理により、経営の健全化を維持します。

経営成果として、財務3指標（事業管理費比率、労働分配率、労働生産性）の県指標水準を目標として取り組み、組合経営の健全性が確保された状態を目指し、内部留保の充実を図り自己資本の強化に努めるとともに、組合員・利用者への利益還元を継続実施できるよう、持続可能な経営基盤の強化に取り組みます。

② コンプライアンス態勢の確立

内部統制や情報セキュリティ、コンプライアンス態勢の確立は組織存続に直結する最重要課題として位置づけ、コンプライアンスプログラム兼個人情報保護計画及び内部統制整備基本計画に基づき、内部牽制機能の強化を図ります。

また、不祥事再発防止に向け、自主検査、コンプライアンス研修会等で再発防止策の徹底を図るとともに、役職員のコンプライアンス意識のさらなる向上と職場風土の改革に向け、内部管理態勢のより一層の充実・強化に取り組みます。

③ 自己改革に関する取り組み

当JAの基本方針として、「農業者の所得増大」、「地域とくらしを豊かにするための協同組合運動の実践」、「JA自己改革を実践するための組織・事業基盤の拡充強化」を掲げ、JAの存在意義を発揮するため、この取り組みを一過性のものとはせず実現に向け自己改革を着実に実践します。

最近4年間の主要な経営指標

財務・事業成績の推移

(単位：% 千円)

区 分	項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財務	事業利益	87,585	100,441	49,533	97,874
	経常利益	127,524	152,485	96,450	139,020
	当期剰余金	74,115	97,666	28,976	88,752
	総資産	72,121,117	73,219,921	73,957,906	74,582,426
	純資産	3,534,665	3,564,235	3,552,932	3,307,113
	単体自己資本比率	13.80	14.21	14.46	14.33
信用事業	貯金	67,122,932	68,204,046	69,030,117	69,904,244
	預金	54,678,722	55,069,062	54,692,001	53,517,267
	貸出金	8,887,897	9,274,686	10,618,319	10,852,062
	有価証券	3,175,750	3,603,940	3,460,710	4,620,030
	国債	2,489,710	2,937,190	2,805,670	4,013,020
その他	686,040	666,750	655,040	607,010	
共済事業	長期共済保有高	209,795,674	205,889,565	198,409,403	190,764,926
	短期共済新契約掛金	236,020	240,435	243,328	242,913
購買事業	購買品供給高	1,555,375	1,643,074	1,656,939	1,784,420
販売事業	販売品販売高・取扱高	3,993,236	4,049,511	3,875,115	3,512,951
保管事業	取扱高	11,045	11,276	19,647	21,217
利用事業	取扱高	584,037	500,003	420,494	502,235

事業活動のトピックス

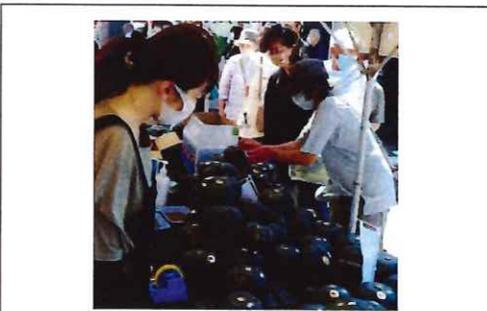
(令和4年2月1日～令和5年1月31日)



4月28日 新採職員田植え体験



4月23日 第35回通常総代会



6月25日 江戸崎かぼちゃフェア

2月5日	新春立志会
2月28日	理事会（第1回）
3月31日	理事会（第2回）
4月23日	第35回通常総代会
4月28日	新採職員田植え体験
4月28日	理事会（第3回）
5月30日	理事会（第4回）
6月25日	新利根直売所江戸崎かぼちゃフェア
6月28日	理事会（第5回）
7月13日	グラウンドゴルフ大会
7月28日	理事会（第6回）



7月13日 グラウンドゴルフ大会

事業活動のトピックス

(令和4年2月1日～令和5年1月31日)

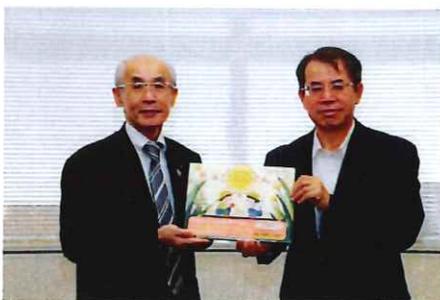
7月2日	全職員コンプライアンス研修会
8月17日	令和4年産米 初検査
8月29日	理事会（第7回）
9月28日	理事会（第8回）
10月26日	稲敷市教育委員会へ絵本寄贈（くらしの活動）
10月28日	理事会（第9回）
11月13日	カボチャ収穫体験（イバライド）
11月28日	理事会（第10回）
12月24日	直売所年末フェア
12月28日	理事会（第11回）
1月30日	理事会（第12回）



7月2日 全職員コンプライアンス研修会



8月17日 令和4年産米 初検査



10月26日 稲敷市教育委員会へ絵本寄贈
（くらしの活動）



11月13日カボチャ苗植え体験（イバライド）

農業振興活動

2月2日	助成金説明会
3月6日	西部担い手農業経営研究会
6月9日	西部園芸研究会
6月30日	西部担い手農業経営研究会
7月12日	RTK 基地局設置
7月20日	西部園芸普及研究会
8月1日	農政報告会
8月8日	西部ドローン実務試験
9月15日	中部甘藷目揃え会
10月6日	西部担い手農業経営研究会
10月6日	全国和牛能力共進会
10月14日	西部担い手農業経営研究会
10月18日	西部里芋目揃え会
10月20日	西部ドローンライセンス実技試験
10月24日	いなほ消防署にて農業機械事故対応訓練（マシーネ）
10月24日	西部根本地区担い手経営研究会
11月10日	担い手農業経営研究会 現地研修会
11月11日	西部肥料高騰対策説明会
11月18日	西部令和5年産米試験栽培打合せ
12月6日	スマート農業研修会
12月16日	かぼちゃスープ発売。市長へ表敬訪問
1月25日	農業持続基盤支援事業 表彰



RTK 基地局設置 7/7

県内 JA では初となる RTK 基地局を JA 稲敷本店に設置しました。GPS 等の単独測位よりも精度の高い位置情報を得ることができます。今回設置したものは、半径約 30 km 以内をカバーします。これにより、トラクター等に自動操舵システムを設置すれば、操作経験の未熟なオペレーターでも精度が求められる作業をすることが可能となります。大規模経営化による作業効率化が課題となっている中で、ドローンや自動操舵装置等のスマート農業機械が活用しやすい環境を整備することで生産者支援に取り組んでいきます。

園芸普及研究会 7/20

水稲中心の作業体系の中に園芸作物を取り入れた複合経営に向けて、園芸作物の栽培の普及に取り組んでいます。



ドローンによる共同防除の試験 7~8月

近年カメムシ被害による検査等級落ちが増加する中で、従来の無人ヘリによる農薬散布では適期に防除できないという問題が生じていることと、西部地区においてはドローン所有者（購入予定者）が増えてきており、ドローンによる共同防除ができる環境が整いつつあることもあり、根本地区限定で試験的に実施したものです。申込者 32 名分の圃場約 106ha を管内のドローン所有者 3 名の方が散布を行いました。

農機事故対応訓練 10/24

いなほ消防署にて JA マシーネ稲敷による農業機械事故対応訓練を実施しました。稲敷は県内でも有数の稲作地でもあることから、トラクターやコンバインなどの農業機械による事故に迅速に対応できるよう実施されたものです。救助隊の方による県内の農業情勢の説明から始まり、トラクターとコンバインの実機 2 台を用いて構造説明をした中では、救助隊の方たちから救助時の注意点や疑問点などさまざまな意見が出ていました。



地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

- ・献血への協力

赤十字の献血活動に場所を提供。また、職員に対して献血への協力を呼び掛けています。

- ・フードバンク活動への参加および地域への周知

余剰な食品を、食品の不足している家庭などへ寄付する「フードバンク活動」へ積極的に参加しています。まだ食べられるのに廃棄される「フードロス」の低減にもつながっています。

◇地域貢献情報

J A稲敷は、豊かで暮らしやすい地域社会づくり、信頼されるJ Aを目指した活動に取り組んでいます。このために、J A茨城県共済連などの支援を受け、下記の活動を行っています。

- ・稲敷市と災害協力協定を締結しています

大規模な災害が発生したときに、可能な範囲でJ Aの施設を避難場所や給水所、支援物資の集積場所として一時的に提供する協定です。

- ・年金・ローン相談会の開催

年金についての疑問や質問、手続きや、住宅資金、教育資金など各種ローンの相談会を開催し、地域の皆様に近い金融機関を目指しています。

- ・A E Dの設置

本店及び3か所の支店にA E Dを設置しています。

- ・「組合員健康診断」を実施し、組合員の皆様の健康増進活動をすすめています。

- ・J A茨城県共済連とJ A茨城県厚生連で行っている「人間ドック助成プロジェクト」について、広報紙を通じて周知し、地域の皆様の健康増進活動をすすめています。

- ・ソーシャルクロックの設置

東部支店・西部支店前にソーシャルクロックを設置。人感センサーライト・防犯カメラも内蔵しており、そっと地域を見守ります。

- ・ドライブレコーダーの設置

渉外用の車両にドライブレコーダーを設置。走りながら地域を見守ります。

- ・「プレママくらぶ」を運営しています

地域の未来を担うお子様の元気な成長を願い、頑張るママを応援する「プレママくらぶ」を運営。広報紙を通じて参加者を募集しています。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の

売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画（BCP）」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

稲敷農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組めます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

- J A稲敷は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- J A稲敷が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇金融 ADR 体制への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

JAバンク相談・苦情等受付窓口 電 話：029-892-6643

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

JA共済相談・苦情等受付窓口 電 話：029-892-6648

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話：03-3581-0031

受付時間：午前9時30分～午後3時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所

（電話：03-6837-1359・ 受付時間：午前9時～午後5時（祝日及び金融機関の休業日を除く））

にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人 JA バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年1月末における自己資本比率は、14.33%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	稲敷農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,113百万円(前年度1,115百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全

性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内（信用事業）

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□当組合の主な取扱商品

（令和5年4月30日現在）

種 類	特 色	お預入期間	預入単位等
総合口座	一冊の通帳に、普通貯金と定期貯金をセット。万一の際には定期を担保に自動融資（当座貸越）が受けられます。	出し入れ自由	1円以上 1円単位
普通貯金	いつでも出し入れができ、自動振替・自動受取と幅広いサービスでお財布がわりとしてご利用下さい。	出し入れ自由	1円以上 1円単位
当座貯金	代金などのお支払いを手形や小切手でできる貯金です。お取引上のお支払いや代金決済に最適ですが、お利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上 1円単位
貯蓄貯金	お預け入れ・お引き出し自由で、ご利用残高に応じて段階的な利率となります。	出し入れ自由	1円以上 1円単位
大口定期貯金	お預入金額は、1,000万円以上でご利用いただける定期貯金です。スーパー定期と同様、満期日指定方式もご利用いただけます。	1ヶ月以上 5年以内	1千万円以上 1円単位
スーパー定期貯金	3年・4年・5年ものと3年超5年未満の期日指定方式半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1ヶ月以上 5年以内	1円以上 1円単位
期日指定定期貯金	利息は1年複利で計算されます。1年間の据置期間後はいつでもお引き出しできます。	3年 (据置期間 1年)	1円以上 3百万円未満で 1円単位

口当組合の主な取扱商品

(令和5年4月30日現在)

種 類	特 色	お預入期間	預入単位等
定期積金	目標にあわせて毎月指定日に積み立てる貯金です。目標式、定額式であなたの夢を実現します。	6ヶ月以上 5年以内	1回あたり 1千円以上 1円単位
通知貯金	7日間以上で短期の資金運用には最適です。お預入金額は5万円以上で、お引き出しは、2日前にご通知下さい。	据置7日以上	5万円以上 1円単位
積立定期貯金	定額積立と自動積立の方法があり定期貯金を積み立てていく貯金です。	1年以上	1回あたり 1千円以上 1円単位
変動金利定期	金利が6ヶ月ごとに変動する定期貯金金利、動向により有利に利用できます。	2年 3年	1円以上 1円単位
財形貯金 (一般財形貯金) (財形住宅貯金) (財形年金貯金)	勤労者のための財産形成の貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして積立てます。財形住宅と財形年金はあわせて550万円まで利息に税金がかかりません。 積立額、貯蓄目的ともご自由です。お預入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しできます。 住宅取得を目的とした積み立てで、非課税が適用される目的貯金です。 在職中に退職後のために積み立てを行い、60歳以降に年金方式(3か月後のお受け取り)でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される貯金です。	3年以上 5年以上 5年以上積み立て、 据置期間が6か月から5年、受取期間が5年から20年	1回あたり 1,000円 以上1円単位
新型窓口販売 方式国債	発行元が日本政府であり、元金や利子の支払いは日本国政府が責任を持って行ないます。また、ペーパーレスであるため、偽造・紛失の恐れがなく、元本や利子の受け取りを忘れてしまうこともありませんので非常に安全性が高い金融商品です。	2年 固定 5年 固定 10年 固定	申込単位 5万円
個人向け国債		3年 固定 5年 固定 10年 変動	申込単位 1万円

(注) 金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□当組合の主な取扱商品

(令和5年4月30日現在)

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法			
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証・担保
J A 住宅ローン	・住宅の新築・購入 ・中古住宅の取得 ・宅地の購入 ・住宅増改築、修繕 ・他行からの借換など	・組合員 ・満18歳以上66歳未満 で最終返済時満80歳未 満	50万円以上 10,000万円以 内	3年以上 40年以内	・元利均等返済 (変動・固定) ・元金均等返済 (固定)	・原則有担保 ・基金協会保証
J A マイカー ローン	・自動車購入 (営業車は除く) ・車検 ・修理 ・購入時の付帯経費 ・車庫の施設 ・免許取得費など	・組合員 ・満18歳以上75歳未満 で最終返済時満80歳未 満	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内	・元利均等返済 (変動・固定)	・担保不要 ・基金協会保証
J A 多目的 ローン	・生活に必要とする資金	・組合員 ・満18歳以上75歳未満 で最終返済時満80歳未 満	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内	・元利均等返済 (変動・固定)	・担保不要 ・基金協会保証
J A 教育ローン	・受験費用、入学金、授業 料、学費、家賃(1年分) など	・組合員・満18歳以上、 最終返済時満71歳未満	10万円以上 1,000万円以内	据置期間を含め 最長15年の範囲	・元利均等返済 (変動・固定)	・担保不要 ・基金協会保証
J A カード ローン	・生活に必要な一切の資 金	・組合員 ・満20歳以上70歳未満	極度額50万円 以内	契約日から1年 後の応当日の属 する月の10日	・月1万円の約定 返済および窓口、 A T Mの任意返 済	・担保不要 ・基金協会保証
営農ローン	・肥料、飼料、農薬、機械 部品、燃料など	・正組合員 ・満18歳以上、69歳以 下	極度額300万 円以内かつ前年 のJAへの農産 物販売実績の範 囲	1年以内	普通貯金への入 金により自動的 に返済	・担保不要 ・基金協会保証
農業近代化 資金	・農作業場、トラクター ・コンバイン ・田植機などの農機具 ・その他	・組合員で認定農業者の方 ・農事法人組合等 ・その他用件届	農業者個人 1,800万円以 内、団体等2億円 以内	農作業場等 15年以内、 農機具等 7年以内	・元金均等返済 (固定)	・担保は基金協会 の判断による ・基金協会保証
アグリマイ ティー資金	・農業施設、農業機械、農 地の改良造成、家畜の購 入 ・生産資材等の購入等	・組合員 ・農事法人組合等 ・団体	6,000万円以内	20年以内	・元利均等返済 ・元金均等返済 ・期日一括返済	・個人保証 ・基金協会保証
新認定農業 者育成特別 資金	・農業施設、農業機械、農 地の改良造成、家畜の購 入・生産資材等の購入等	・組合員で認定農業者の方 ・満18歳以上、最終返済 時満75歳未満	500万円以内 (法人は1,000 万円以内)	5年以内	・元金均等返済 ・元利均等返済	・基金協会保証
農地等 取得資金	・農地の購入等	・組合員	所要金額の範囲 内	1年以上 25年以内	・元利均等返済	・個人保証 ・基金協会保証

(注) 上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。(詳しくは窓口にてご確認ください。)

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

信用事業手数料一覧

内国為替等の手数料（1件又は1通につき）

各手数料は、税込で表示しています。

□窓口取引による手数料

（令和5年4月30日現在）

項 目		3万円未満	3万円以上	
送金手数料	当組合本・支店あて	440円	440円	
	他金融機関あて	660円	660円	
振込手数料	同一店内あて	110円	330円	
	当組合本支店・系統金融機関あて	220円	440円	
	他金融機関あて	（電信扱）	550円	770円
		（文書扱）	440円	660円
代金取立手数料	電子交換所取引	1通につき	1,100円	
	個別取引	1通につき	1,100円	
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	660円	
	不渡手形返却料	1通につき	1,100円	
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円	
	取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円	
	ただし、1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費とする。			

□自動化機器取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無料	110円	220円	330円
3万円以上	無料	220円	330円	550円

□定時自動送金取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無料	110円	220円	220円
3万円以上	無料	220円	330円	440円

□総合振込（FD・MT・データ伝送による）取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
1件当たり	無料	220円	220円	440円

手数料一覧

貯金関係手数料

□手形帳・小切手帳交付、通帳・証書再発行等

(令和5年4月30日現在)

項目	料金基準	金額	備考
自己宛小切手発行	1枚につき	550円	
手形帳交付	1冊につき	11,000円	
小切手帳交付	1冊につき	11,000円	
ICキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
クレジット一体型ICキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
通帳再発行	1冊につき	1,100円	盗難・紛失・汚損・破損等貯金者からの依頼に基づく再発行分
証書再発行	1冊につき	1,100円	
キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
ICキャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
クレジット一体型ICキャッシュカード再発行	1枚につき	550円	
残高証明書発行	1通につき	550円	
その他各種証明書発行	1通につき	550円	
取引履歴発行手数料	1通につき	550円	
国債口座管理手数料	1口座1ヶ月につき	110円	
地公体税金納付取次	1枚につき	550円	

ATM利用手数料

□JAバンクのATMを利用する場合

(令和5年4月30日現在)

(自JA・県内JA・県外JAキャッシュカード利用の場合)

区分	ご利用時間	お引出し取引	ご入金取引
平日	8:45~19:00	無料	無料
土曜・日曜・祝日	8:45~17:00	無料	無料

※土・日・祝日のご入金取引は一部ATMのみの取り扱いとなります。

(他金融機関キャッシュカード利用の場合)

区分	ご利用時間	お引出し取引		
		他金融機関 キャッシュカード	うち三菱東京UFJ銀行 キャッシュカード	うちJFマリンバンク キャッシュカード
平日	8:45~18:00	110円	無料	無料
	18:00~19:00	220円	110円	無料
土曜日	8:45~9:00	220円	110円	無料
	9:00~14:00	110円	110円	無料
	14:00~17:00	220円	110円	無料
日曜・祝日	8:45~17:00	220円	110円	無料

手数料一覧

□JAバンクのキャッシュカードにより、ゆうちょ銀行・セブン銀行ATM・コンビニATMを利用する場合

区分	ご利用時間	お引出し取引			ご入金取引		
		ゆうちょ銀行ATM	セブン銀行ATM	イーネットATM ローソンATM	ゆうちょ銀行ATM	セブン銀行ATM	イーネットATM ローソンATM
平日	8:00~8:45	220円	220円	220円	220円	220円	220円
	8:45~18:00	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	18:00~21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
土曜日	8:00~9:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
	9:00~14:00	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	14:00~21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
日曜・祝日	8:00~21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円

インターネットバンキングによる取引手数料

(JAネットバンキング取引による手数料)

(令和5年4月30日現在)

月額基本料	無料			
振込手数料	自店内・本支店間	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無料	110円	220円	220円
3万円以上	無料	220円	220円	330円
振替手数料	無料			

(法人JAネットバンキング取引による手数料)

月額基本料	基本サービス		1,100円/月		
	基本サービス+データ伝送サービス		3,300円/月		
振込手数料 総合振込手数料	自店内	本支店間	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無料	110円	110円	220円	220円
3万円以上	無料	220円	220円	220円	440円
給与・賞与振込手数料	自店内・本支店間		県内系統あて	県外系統あて	他金融機関
1件あたり	無料		110円	110円	330円

手数料一覧

円貨両替手数料及び金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料

(1) 円貨両替手数料

(令和5年4月30日現在)

持ち込み枚数または受取枚数の いずれか多い枚数	当組合に口座をお持ちの方 *本人名義に限ります	左記以外の場合
1枚 ~ 50枚	一人1日100枚まで無料	一人1日50枚まで無料
51枚 ~ 100枚		
101枚 ~ 300枚	220円	550円
301枚 ~ 500枚	330円	
501枚 ~ 1,000枚	440円	
1,001枚以上	550円 1,000枚毎に550円加算	550円 1,000枚毎に550円加算

※ 両替枚数は、持参現金の合計枚数が受け取る合計枚数のいずれか多い方の枚数とする。ただし、一万円札は取扱枚数には含まない。

以下の取引については無料とする。

1. 同一金種の新券への交換
2. 損券・損貨の交換
3. 記念硬貨の交換

(2) 金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料

入出金枚数	手 数 料
1枚 ~ 100枚	一人1日100枚まで無料
101枚 ~ 300枚	220円
301枚 ~ 500枚	330円
501枚 ~ 1,000枚	440円
1,001枚以上	550円 1,000枚毎に550円加算

※ 金種指定払戻手数料は、貯金の払戻しの際に金種を指定される場合の手数料で、紙幣・硬貨の合計枚数に応じて徴収する。

ただし、一万円札は取扱枚数に含まない。

※ 店頭硬貨整理手数料は、円硬貨を貯金口座に入金（振込を含む）する場合の手数料。

硬貨計測後に入金・振込を取りやめる場合も手数料を徴収する。

ただし、募金・義援金の入金（振込を含む）の場合は無料とする。

手数料一覧

未利用口座にかかる管理手数料

令和3年10月1日以降に開設され、2年間ご利用のない残高1万円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料。

(令和5年4月30日現在)

商 品	手 数 料
普通貯金口座 (一般・総合・営農・子ども) 貯蓄貯金口座	年間1,320円

手数料一覧

貸出関係手数料料率表

項 目	料金 基準	金 額	備 考
貸出事務手数料（新規申込）			
証書貸出（住宅ローン除く）・手形貸出・当座貸越	1件	2,200円	公庫資金および農業改良資金の証書貸出は無料
住宅ローン	1件	33,000円	不動産担保調査料を含む
手形割引	1件	1,100円	
債務保証	1件	1,100円	
返済方法・条件変更手数料			
一部繰上返済（窓口扱い）	1回	6,600円	元金均等返済での内入返済および貯金担保・共済担保貸出の一部繰上返済は無料
住宅ローン 一部繰上返済（IB扱い）	1回	3,300円	
マイカー・教育・フリーローン 一部繰上返済（IB扱い）	1回	3,300円	
全額繰上返済			貯金担保・共済担保貸出の全額繰上返済は無料
実行日から10年以内	1件	6,600円	
実行日から10年超	—	無 料	
金利変更手数料	1回	6,600円	固定金利から変動金利等への変更または金利引き下げ等
住宅ローン等の固定金利選択 手数料	1回	6,600円	借入申込時の固定金利選択については、初回のみ無料
その他の条件変更	1回	6,600円	返済方法・返済期限等の返済金額の再計算を伴う変更
証明書発行手数料			
残高証明書	1通	550円	
融資見込証明書	1通	5,500円	
住宅取得控除証明書	1通	550円	直送分は無料
その他貸出関係証明書	1通	550円	
不動産担保調査料			
			実行案件を対象
農業資金	1件	3,300円	
事業資金	1件	3,300円	
生活資金	1件	3,300円	

事業のご案内（共済事業）

◇JA共済の仕組み

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A：JA共済の窓口です。

JA共済連：JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

◇主な共済商品

長期共済	医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
	引受緩和型医療共済	健康に不安のある方でも、簡単な告知でご加入できる医療保障です。
	がん共済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。医師の診査は不要で、簡単な手続きでご加入になれます。
	終身共済	一生の保障、働き盛りの大型保障など、万全な保障を設計できます。さらに、一生にわたり「病気やケガ」のときにもしっかり備えられる「医療共済」とのセットプランも設計できます。
	引受緩和型終身共済	健康に不安のある方でも、簡単な告知でご加入できる終身保障です。
	養老生命共済	万一の場合を大きく保障するとともに、満期共済金がお受け取りになれますので、保障と貯蓄を両立させたタイプです。さらに、一生にわたり、「病気やケガ」のときにもしっかり備えられる「医療共済」とのセットプランも設計できます。
	こども共済	お子さまの入学資金などの教育資金づくりに加え、共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。 ○入学祝金タイプ ○学資金タイプさらに、一生にわたり、「病気やケガ」のときにもしっかり備えられる「医療共済」とのセットプランも設計できます。
	介護共済	公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、生涯にわたって介護の不安に備えられます。
	認知症共済	増加傾向にある「認知症への不安」に対し、未然防止や早期発見にも対応できるよう所定の軽度認知障害（MCI）も保障する「認知症共済」。
	予定利率変動型年金共済	豊かな老後のために、楽しみと安心を兼ね備えています。終身年金タイプと定期年金タイプからお選びください。
	生活障害共済	身体障害者手帳（公的制度）に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体の障害が残るときに不足する生活費や治療費にまとまったお金で備える、又は継続的に備えるための共済です。
	特定重度疾病共済	三大疾病やその他の生活習慣病に備えられる幅広い保障です。三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の心・血管疾病や脳血管疾患、さらにはその他の生活習慣病まで幅広く保障します。
	定期生命共済（遡減期間設定型）	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万一保障をしっかり準備できます。
	建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また満期共済金は、建物の新築・増改築の準備金としてご利用いただけます。
建物更生共済「My家財」	建物更生共済と同じ保障内容で家財をしっかり守ります。「My家財」は、住宅の保障はあるが、家財の保障がないというご家庭や借家・マンション住まいの方にメリットのあるプランです。	
短期共済	自動車共済	対人賠償や対物賠償をはじめ、人身傷害、搭乗者傷害、車両保障、車両諸費用保障など、割安な掛金で万一の自動車事故を幅広く保障します。JA自賠責共済にセットでご加入になると、掛金がさらにお得になります。
	火災保険	火災のみ保障します。

事業のご案内（購買事業）

生産資材店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。また、新茶、Aコープブランドの食料品のほか、ごみ袋などの日用品、LPガス、灯油・軽油なども取り扱っています。



事業のご案内（販売事業・利用事業・保管事業）

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された米、野菜、果樹などのブランド化をめざしてPR活動を行っています。

セブンイレブンから数量限定で発売される江戸崎かぼちゃスープは人気商品で、販売数量を増やしております。

また、大規模乾燥調製施設（カントリーエレベーター、ライスセンター）、育苗施設などを運営する利用事業や、集荷した米の保管管理を行う保管事業を行っています。

<p>米の集荷・検査</p>	<p>人気商品の江戸崎かぼちゃスープ</p>	<p>江戸崎かぼちゃの育苗</p>

事業のご案内（指導事業）

JAの根幹である営農指導を行う事業です。生産計画の策定から生産履歴の記帳、作見会や圃場調査などを定期的に行うことにより高品質な農産物の生産に力を入れています。

農業の担い手による研究会を発足、勉強会や意見交換会を実施しています。

また、TACによる専門部署も設置されており、営農相談を通じて、農産物の品質・収量の向上と、生産者の収入向上を目指しています。

農機の自動運転技術、ドローンの活用技術の紹介を進めるとともに、自動運転に必要な位置情報を取得するためのRTKアンテナを本店屋上へ設置しました。

※TACとは「地域農業の担い手に向くJA担当者」の愛称を単協・連合会が一体（チーム）となって地域農業をコーディネートするという意味を持つ「Team for Agricultural Coordination」の頭文字です。



農業の担い手による学習会の
定期的な開催



ドローンライセンスの取得を推
進



RTK 基地局の設置

事業のご案内（その他事業）

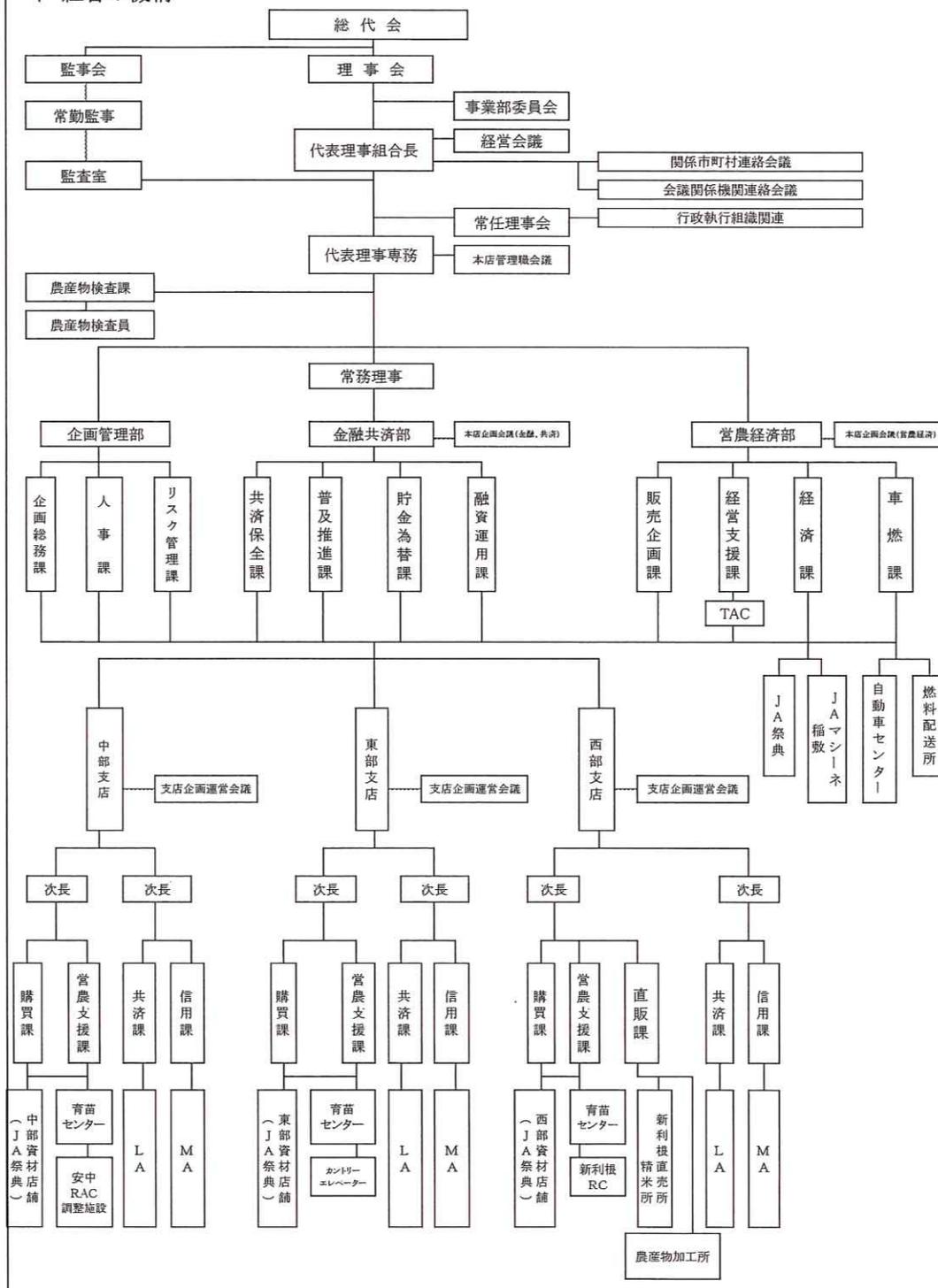
新利根直売所では、地域農産物のアンテナショップとして、農産物の販売・自家製米直売を行っています。



J Aの概況・組織

(6)組織の構成(令和2年2月1日より)

イ 組合の機構



役員構成

役職名	常勤・非常勤	代表権の有無	氏名	就任年月日	任期満了年月日	摘要
代表理事 組合長	常勤	有	根本 作左衛門	令和3年4月24日	令和6年4月	
代表理事 専務	常勤	有	小嶋 憲康	令和3年4月24日	令和6年4月	
常務理事	常勤	無	川崎 光雄	令和3年4月24日	令和6年4月	信用事業専任理事
常任理事	非常勤	無	塚本 憲男	令和3年4月24日	令和6年4月	企画総務委員 認定農業者
理事	非常勤	無	山口 幸一	令和3年4月24日	令和6年4月	営農経済委員長 認定農業者
理事	非常勤	無	吉田 芳男	令和3年4月24日	令和6年4月	金融共済委員 認定農業者
理事	非常勤	無	清宮 勝男	令和3年4月24日	令和6年4月	金融共済委員長
理事	非常勤	無	渡辺 秀	令和3年4月24日	令和6年4月	企画総務委員長 認定農業者
理事	非常勤	無	酒井 睦男	令和3年4月24日	令和6年4月	営農経済委員
常任理事	非常勤	無	下村 宏	令和3年4月24日	令和6年4月	企画総務委員
理事	非常勤	無	山中 和子	令和3年4月24日	令和6年4月	企画総務副委員長 認定農業者に準ずるもの
理事	非常勤	無	坂本 光正	令和3年4月24日	令和6年4月	営農経済副委員長 認定農業者
常任理事	非常勤	無	諸岡 周示	令和3年4月24日	令和6年4月	営農経済委員
理事	非常勤	無	浅野 信行	令和3年4月24日	令和6年4月	金融共済委員
理事	非常勤	無	坂本 敏光	令和3年4月24日	令和6年4月	営農経済委員
理事	非常勤	無	小倉 新市郎	令和3年4月24日	令和6年4月	金融共済副委員長
理事	非常勤	無	川村 和夫	令和3年4月24日	令和6年4月	金融共済委員
理事	非常勤	無	池田 誠	令和3年4月24日	令和6年4月	企画総務委員 認定農業者
理事	非常勤	無	高木 登代一	令和3年4月24日	令和6年4月	営農経済委員 認定農業者
理事	非常勤	無	酒井 由雄	令和3年4月24日	令和6年4月	企画総務委員 認定農業者
理事	非常勤	無	足立 久美子	令和3年4月24日	令和6年4月	金融共済委員 認定農業者
代表監事	非常勤	無	奥澤 憲二	令和3年4月24日	令和6年4月	
常勤監事	常勤	無	糸賀 敏夫	令和3年4月24日	令和6年4月	
監事	非常勤	無	沼崎 忠夫	令和3年4月24日	令和6年4月	
監事	非常勤	無	長澤 克巳	令和3年4月24日	令和6年4月	
監事	非常勤	無	根本 正敏	令和3年4月24日	令和6年4月	員外監事

職員数

(令和5年1月31日現在)

(単位：人)

区 分	前期末	当期増加	当期減少	当期末
管 理	15.0	—	—	14.0
営 農 指 導 員	3.5	—	—	3.5
生 活 指 導 員	0.5	—	—	0.5
信 用	34.5	—	—	34.5
うち貸付	15.5	—	—	15.5
うち貯金	19.0	—	—	19.0
共 済	35.5	—	—	35.5
購 買	25.0	—	2.0	23.0
販 売	22.0	2.0	—	24.0
保 管	3.0	—	—	3.0
利 用	3.0	—	—	3.0
そ の 他 職 員	5.0	2.0	—	7.0
合 計	147.0	4.0	3.0	148.0
うち常勤嘱託	23.0	1.0	1.0	23.0
平 均 年 齢	39.0			38.1
平 均 勤 続 年 数	14.6			14.3

組合員数

(令和5年1月31日現在)

(単位：人・団体)

資格区分		令和3年度	令和4年度	
正組合員数	個人	男性	5,272	5,166
		女性	1,143	1,139
		計	6,415	6,305
	法人	46	48	
	小計	6,461	6,353	
准組合員数	個人	男性	1,016	1,039
		女性	422	437
		計	1,438	1,476
	法人または団体	27	27	
	小計	1,465	1,503	
組合員総数	個人	男性	6,288	6,205
		女性	1,565	1,576
		計	7,853	7,781
	法人または団体	73	75	
	合計	7,926	7,856	

組合員組織の状況

(令和5年1月31日現在)

	組織名	構成員数
全体	年金友の会	4,017名
	共済友の会	678名
	J A稲敷女性部	136名
	J A稲敷農業青色申告会	75名
	J A稲敷蓮根部	54名
	J A稲敷いちじく部	14名
	J A稲敷いちご部会	7名
東部	あずま米産地づくり推進協議会	84名
	J A稲敷あずま有機米研究会	9名
	J A稲敷ねぎ生産部会	8名
	あずまブロッコリー部会	14名
	J A稲敷酪農部会	11名
	浮島西瓜部会	2名
	東部地区担い手農業経営研究会	31名
中部	江戸崎南瓜部会	24名
	中部地区米産地づくり推進協議会	177名
	J A稲敷光一点生産組合	4名
	中部地区美浦米生産部会	31名
	江戸崎西瓜部会	9名
	江戸崎甘藷部会	8名
	江戸崎ブロッコリー部会	1名
	加工馬鈴薯部会	2名
	安中キャベツ部会	1名
	中部地区農作業受託組合	21名
	大身生姜部会	16名
	中部地区ねぎ部会	7名
	蚕豆部会	6名
	中部地区担い手農業経営研究会	31名
	西部	西部地区ミルクイーン産地づくり推進協議会
西部地区農作業受託組合		55名
茨城県南和牛改良組合		22名
J A稲敷西部地区麦作生産部会		14名
新利根直売所部会		70名
稲敷ブルーベリー部会		8名
J A稲敷なす部会		5名
西部ねぎ部会		8名
西部地区担い手農業経営研究会		70名
J A稲敷西部さといも部会		16名

地区一覧

(令和5年4月30日現在)

稲敷市	江戸崎、高田、沼里、君賀、鳩崎、根本、柴崎、太田 上之島、曲淵、福田、伊崎、本新、阿波、古渡、浮島
美浦村	安中
河内町	金江津、長竿、源清田、生板

店舗等のご案内

(令和5年4月30日現在)

種別	名称	所在地	電話	ATM
建物	本店	稲敷市江戸崎甲3016-3	029-892-6700	
建物	中部支店	稲敷市江戸崎甲3016-3	029-892-2521	2台 ※うち阿波1台
建物	東部支店	稲敷市上之島3221-2	0299-78-2511	1台
建物	西部支店	稲敷市中山4466-1	0297-87-7100	2台 ※うち河内1台
建物	安中購買店	稲敷郡美浦村大字馬見山654	029-886-0005	
建物	浮島購買店	稲敷市浮島3222	029-894-6531	
建物	車燃課(燃料配送所)	稲敷郡河内町金江津179-3	0297-86-2139	
建物	車燃課 (自動車センター)	稲敷郡河内町金江津7749	0297-86-2441	
建物	JAマシーネ稲敷	稲敷市江戸崎甲3016-3	029-892-4104	
建物	JA祭典	稲敷市阿波1284-6	029-875-5942	
建物	新利根直売所	稲敷市中山4465-2	0297-87-5871	

特定信用事業代理業者の状況

「該当ありません。(令和5年4月30日現在)」

会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 森田亨氏であります。

役員等の報酬体系

役員等

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	30,884	0

対象役員(注1)に対する報酬等

(注1) 対象役員は、理事21名、監事5名です。

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任回数等を勘案して決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和4年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 令和3年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

資産の部	令和3年度 (令和4年1月31日現在)	令和4年度 (令和5年1月31日現在)
1. 信用事業資産	69,367,441	69,631,217
(1) 現金	303,283	336,874
(2) 預金	54,892,001	53,517,267
系統預金	54,647,347	53,431,709
系統外預金	44,654	85,557
(3) 有価証券	3,460,710	4,620,030
国債	2,805,670	4,013,020
地方債	321,710	313,880
受益証券	333,330	293,130
(4) 貸出金	10,618,319	10,852,062
(5) その他の信用事業資産	309,976	310,552
未収収益	301,799	301,100
その他の資産	8,177	9,451
(6) 貸倒引当金	16,850	5,570
2. 共済事業資産	215	299
(1) その他の共済事業資産	215	299
(2) 貸倒引当金	-	-
3. 経済事業資産	730,642	754,310
(1) 経済事業未収金	236,777	292,102
(2) 棚卸資産	476,786	445,708
購買品	86,264	112,811
販売品(米)	377,700	320,717
その他の棚卸資産	390,521	12,179
(5) その他の経済事業資産	29,489	21,091
(6) 貸倒引当金	12,410	4,591
4. 雑資産	370,559	358,563
(1) 雑資産	370,562	358,563
(2) 貸倒引当金	2	▲0
5. 固定資産	1,886,593	1,814,490
(1) 有形固定資産	1,878,164	1,807,474
建物	2,657,206	2,655,227
機械装置	456,941	455,075
土地	1,198,759	1,176,410
その他の有形固定資産	530,682	524,216
減価償却累計額	2,965,425	3,003,455
(2) 無形固定資産	8,429	7,015
ソフトウェア	220	73
その他の無形固定資産	8,209	6,942
6. 外部出資	1,584,925	1,884,925
(1) 外部出資	1,584,925	1,884,925
系統出資	1,426,445	1,726,445
系統外出資	158,480	158,480
7. 繰延税金資産	17,527	138,619
資産の部合計	73,957,906	74,582,426

(稲敷農業協同組合)

(単位:千円)

負債の部	令和3年度 (令和4年1月31日現在)	令和4年度 (令和5年1月31日現在)
1. 信用事業負債	69,520,429	70,349,718
(1) 貯金	69,030,117	69,904,244
(2) 借入金	410,000	410,000
(3) その他の信用事業負債	80,311	35,474
未払費用	3,021	1,747
その他の負債	77,290	33,726
2. 共済事業負債	215,355	213,909
(1) 共済資金	116,041	115,929
(2) 未経過共済付加収入	99,175	97,850
(3) その他の共済事業負債	138	129
3. 経済事業負債	183,659	178,426
(1) 経済事業未払金	145,517	126,841
(2) 経済受託債務	720	26,596
(3) その他の経済事業負債	37,421	24,989
4. 雑負債	112,300	144,267
(1) 未払法人税等	3,164	28,740
(2) 資産除去債務	4,360	4,360
(3) その他の負債	104,776	111,166
5. 諸引当金	107,866	128,090
(1) 賞与引当金	18,788	22,681
(2) 退職給付引当金	80,026	93,782
(3) 役員退職慰労引当金	9,052	11,625
6. 繰延税金負債	-	-
7. 再評価にかかる繰延税金負債	265,361	260,900
負債の部合計	70,404,973	71,275,312
純資産の部		
1. 組合員資本	2,809,980	2,875,099
(1) 出資金	1,115,705	1,113,775
(2) 資本準備金	465	465
(3) 利益剰余金	1,697,864	1,765,783
利益準備金	828,799	838,799
その他利益剰余金	869,065	926,983
税効果調整積立金	36,202	36,202
固定資産減損・処分対策積立金	-	-
営農経済事業強化積立金	-	-
施設整備事業積立金	-	-
リスク管理積立金	-	-
財務基盤整備強化積立金	560,189	620,000
特別積立金	0	0
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	272,674	270,781
(うち当期剰余金(又は当期損失金))	28,976	-88,752
(4) 処分未済持分	4,055	4,925
2. 評価・換算差額等	742,951	432,014
(1) その他有価証券評価差額金	49,650	▲ 249,345
(2) 土地再評価差額金	693,301	681,360
純資産の部合計	3,552,932	3,307,113
負債及び純資産の部合計	73,957,906	74,582,426

損益計算書

(単位:千円)

(単位:千円)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	令和3年2月1日から令和4年1月31日		令和4年2月1日から令和5年1月31日	
1. 事業総利益				
事業収益		3,873,208		3,102,739
事業費用		2,816,072		1,985,733
(1)信用事業収益		439,748		442,256
資金運用収益	411,850		419,643	
(うち預金利息)	283,371		278,277	
(うち有価証券利息)	24,945		31,376	
(うち貸出金利息)	86,987		91,718	
(うちその他受入利息)	16,546		18,270	
役務取引等収益	16,603		17,132	
その他事業直接収益	964		0	
その他経常収益	10,330		5,481	
(2)信用事業費用		36,550		22,561
資金調達費用	6,136		4,249	
(うち貯金利息)	5,987		3,950	
(うち給付補填備金繰入)	83		53	
(うち譲渡性貯金利息)	0		0	
(うち借入金利息)	0		0	
(うちその他支払利息)	164		245	
役務取引等費用	6,771		6,739	
その他事業直接費用	1,977		0	
その他経常費用	21,666		11,572	
(うち貸倒引当金繰入額)				
(うち貸倒引当金戻入益)	▲ 1,839		▲ 11,279	
(うち貸出金償却)	64			
信用事業総利益				
(3)共済事業収益		318,099		293,198
共済付加収入	297,121		275,925	
共済貸付金利息	0		0	
その他の収益	20,978		17,272	
(4)共済事業費用		12,081		8,413
共済借入金利息	0		0	
共済推進費	5,363		1,875	
共済保全費	0		0	
その他の費用	6,718		6,538	
(うち貸倒引当金繰入額)				
(うち貸倒引当金戻入益)				
(うち貸出金償却)				
共済事業総利益				
(5)購買事業収益		1,711,445		1,299,921
購買品供給高	1,656,939		1,220,797	
購買品手数料	0		19,095	
修理サービス料	47,965		52,986	
その他の収益	6,541		7,041	
(6)購買事業費用		1,563,606		1,123,452
購買品供給原価	1,504,890		1,080,643	
購買品供給費	13,373		11,515	
修理サービス費	36,901		36,796	
その他の費用	8,441		▲ 5,501	
(うち貸倒引当金繰入額)	6,345			
(うち貸倒引当金戻入益)			▲ 7,811	
(うち貸倒損失)				
購買事業総利益				
(7)販売事業収益		925,110		874,951
販売品販売高	799,597		729,672	
販売手数料	84,041		78,323	
その他の収益	41,471		66,955	
(8)販売事業費用		779,680		703,259
販売品販売原価	717,078		628,824	
販売費	10,834		12,310	
その他の費用	51,768		62,124	
(うち貸倒引当金繰入額)				
(うち貸倒引当金戻入益)	▲ 1		0	
(うち貸倒損失)				
販売事業総利益				
			145,429	171,691

損益計算書

科 目	(単位:千円)		(単位:千円)	
	令和3年度 令和3年2月1日から令和4年1月31日		令和4年度 令和4年2月1日から令和5年1月31日	
(9)保管事業収益	19,647		21,217	
(10)保管事業費用	11,848		11,665	
保管事業総利益		7,999		9,552
(11)加工事業収益	0		0	
(12)加工事業費用	0		0	
加工事業総利益		0		0
(13)利用事業収益	420,491		126,871	
(14)利用事業費用	354,230		55,671	
利用事業総利益		66,260		71,200
(15)宅地等供給事業収益	0		0	
(16)宅地等供給事業費用	0		0	
宅地等供給事業総利益		0		0
(17)指導事業収入	48,702		6,097	
(18)指導事業支出	42,202		30,269	
指導事業収支差額		6,500		▲ 24,171
(19)その他事業収益	4,341		53,790	
(20)その他事業費用	30,449		46,005	
その他事業総利益		▲ 26,108		7,785
2.事業管理費		1,007,602		1,019,132
(1)人件費	700,475		727,843	
(2)業務費	93,742		91,532	
(3)諸税負担金	21,629		20,636	
(4)施設費	190,652		175,733	
(5)その他事業管理費	1,102		3,366	
事業利益(又は事業損失)		49,533		97,874
3.事業外収益		65,210		56,175
(1)受取雑利息	671		699	
(2)受取出資配当金	27,568		27,568	
(3)賃貸料	14,219		14,089	
(4)償却債権取立益	0		0	
(5)子会社支援引当金戻入	0		0	
(6)外部出資等損失引当金戻入	0		0	
(7)各種引当金戻入	0		0	
(8)雑収入	22,750		13,817	
4.事業外費用		18,294		15,029
(1)支払雑利息	0		0	
(2)貸倒損失				
(3)寄付金	185		305	
(4)賃貸関連費用	7,604		4,044	
(5)繰延資産償却損	0		0	
(6)子会社支援引当金繰入	0		0	
(7)外部出資等損失引当金繰入	0		0	
(8)各種引当金繰入	0		0	
(9)雑損失	10,504		10,679	
経常利益(又は経常損失)		96,450		139,020
5.特別利益		545		2,964
(1)固定資産処分益	545		2,964	
(2)一般補助金	0		0	
(3)その他の特別利益	0		0	
6.特別損失		55,661		23,171
(1)固定資産処分損	1,129		9,253	
(2)固定資産圧縮損	0		0	
(3)減損損失	14,720		13,917	
(4)その他の特別損失	39,810		0	
税引前当期利益(又は税引前当期損失)		41,335		118,813
法人税、住民税及び事業税	9,232		34,953	
過年度法人税等追徴額				
過年度法人税等還付額			▲ 1,600	
法人税等調整額	3,126		▲ 4,892	
法人税等合計		12,358		30,081
当期剰余金(又は当期損失)		28,976		88,752
当期首繰越剰余金(又は当期首繰越損失)		194,537		194,037
会計方針の変更による累積的影響額		0		▲ 23,946
過去の誤謬の訂正による累積的影響額		0		0
遷及処理後当期首繰越剰余金(又は当期首繰越剰余金)		194,537		170,088
目的積立金取崩額		44,629		
土地再評価差額金取崩		4,530		11,941
当期未処分剰余金(又は当期未処分損失)		272,674		270,781

キャッシュ・フロー計算書

科 目	(単位:千円)	(単位:千円)
	令和3年度 (令和3年2月1日から令和4年1月31日)	令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	3	
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	41,335	118,813
減価償却費	69,911	66,171
繰延資産償却損	0	0
減損損失	14,720	13,917
貸倒引当金の増減額(△は減少)	4,509	▲ 18,101
賞与引当金の増減額(△は減少)	▲ 3,067	3,893
退職給付引当金の増減額(△は減少)	9,967	13,756
その他引当金等の増減額(△は減少)	▲ 2,522	2,573
信用事業資金運用収益	▲ 411,850	▲ 419,643
信用事業資金調達費用	6,136	4,249
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 28,240	▲ 28,268
支払雑利息	0	0
有価証券関係損益(△は益)	1,013	0
固定資産売却損益(△は益)	584	6,288
外部出資関係損益(△は益)	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	▲ 1,341,168	▲ 253,317
預金の純増(△)減	464,000	1,464,100
貯金の純増減(△)	826,071	874,126
信用事業借入金の純増減(△)	0	0
その他の信用事業資産の純増(△)減	2,253	▲ 1,415
その他の信用事業負債の純増(△)減	21,823	▲ 23,937
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	0	0
共済借入金の純増減(△)	0	0
共済資金の純増減(△)	▲ 32,564	▲ 112
未經過共済付加収入の純増(△)減	▲ 2,520	▲ 1,325
その他の共済事業資産の純増(△)減	23	▲ 83
その他の共済事業負債の純増(△)減	9	▲ 8
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	▲ 16,964	▲ 55,325
経済受託債権の純増(△)減	0	0
棚卸資産の純増(△)減	8,629	31,077
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	▲ 1,547	▲ 18,676
経済受託債務の純増減(△)	▲ 175	25,875
その他の経済事業資産の純増(△)減	9,487	8,398
その他の経済事業負債の純増(△)減	2,656	▲ 12,432
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	14,892	11,998
その他の負債の純増(△)減	▲ 26,420	7,810
未払消費税等の増減額(△は減少)	642	▲ 359
信用事業資金運用による収入	416,661	420,483
信用事業資金調達による支出	▲ 8,004	▲ 5,575
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
小 計	40,281	2,233,953
雑利息及び出資配当金の受取額	28,240	28,268
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	▲ 43,414	▲ 9,377
事業活動によるキャッシュ・フロー	25,108	2,252,845
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	0	0
有価証券の売却による収入		
有価証券の償還による収入		
補助金の受入れによる収入	0	0
固定資産の取得による支出	▲ 22,304	▲ 24,991
固定資産の売却による収入	3,005	10,715
外部出資による支出	0	▲ 300,000
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 19,298	▲ 314,276
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	25,705	14,775
出資の払戻しによる支出	▲ 9,105	▲ 18,635
持分の取得による支出	▲ 3,650	▲ 4,055
持分の譲渡による収入	3,650	4,055
出資配当金の支払額	▲ 32,983	▲ 7,028
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 16,383	▲ 10,888
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	▲ 10,572	1,927,680
6 現金及び現金同等物の期首残高	629,186	720,185
7 現金及び現金同等物の期末残高	618,614	2,647,866

令和3年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（一品管理）：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品（米）：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- その他の棚卸資産（精米）：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- その他の棚卸資産（その他）：最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

○耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、全農という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。

全農が共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

(追加情報)

改正企業会計基準第 24 号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、米共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

会計上の見積りに関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 36,202 千円（繰延税金負債控除前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和 4 年 1 月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 14,720千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,370,212千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	687,661千円	構 築 物	176,593千円
機 械 装 置	478,126千円	車 両 運 搬 具	3,372千円
工 具 器 具 備 品	24,460千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金2,500,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,100千円を指定金融機関等の事務取扱いに係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は2,858千円で、延滞債権額は34,295千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は830千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,984千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(4) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 664,256千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同上第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産と認識しております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
水神倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
戸崎倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧八筋川給油所敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
生板敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧鳩崎給油所敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
自動車センター	営業用店舗	土地・建物	
旧新利根支店	賃貸資産	土地・建物	業務外固定資産
旧金江津支店	賃貸資産	土地・建物	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

自動車センターについては、該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額までに減額し、当事業年度の減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については土地の時価が著しく下落しており、減損の兆候に該当しています。

このうち、旧新利根支店・旧金江津支店は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

さらに、遊休資産は早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

水神倉庫敷地	1千円	(土地	1千円)
戸崎倉庫敷地	32千円	(土地	32千円)
旧八筋川給油所敷地	31千円	(土地	31千円)
生板敷地	1,044千円	(土地	1,044千円)
旧鳩崎給油所敷地	95千円	(土地	95千円)
自動車センター	11,868千円	(土地	5,994千円、建物5,714千円、構築物158千円)
旧新利根支店	1,473千円	(土地	1,172千円、建物300千円)
旧金江津支店	173千円	(土地	163千円、建物9千円)
合計	14,720千円		

④ 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額については正味売却可能価額、賃貸資産の回収可能価額については使用価値を採用しています。旧西代倉庫敷地と旧金江津支店の時価は不動産鑑定評価額に基づき、その他の資産は固定資産税評価額に基づき算定しています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、132千円の棚卸評価損が含まれています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ

貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が

0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が45,037千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	54,692,001	54,692,604	602
有価証券			
その他有価証券	3,460,710	3,460,710	—
貸出金(*1)	10,618,319		
貸倒引当金(*2)	▲ 16,850		
貸倒引当金控除後	10,601,469	10,794,682	193,213
資産計	68,754,181	68,947,997	193,815
貯金	69,030,117	69,032,038	1,920
負債計	69,030,117	69,032,038	1,920

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によつています。また、投資信託については、公表されている基準価格によつています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフ

リーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定していません。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資 (*1)	1, 584, 925

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	54,647,347	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち、満期があるもの	200,000	633,330	200,000	200,000	0	2,200,000
貸出金(*1,2)	1,279,927	1,031,126	900,839	794,851	690,055	5,894,184
合計	56,127,275	1,664,456	1,100,839	994,851	690,055	8,094,184

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）147,180千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等27,335千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	62,628,966	2,969,816	2,979,920	246,227	205,186	—
合計	62,628,966	2,969,816	2,979,920	246,227	205,186	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(*)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	1,628,970	1,594,108	34,861
	地方債	321,710	299,909	21,800
	受益証券	333,330	300,000	33,330
	小計	2,284,010	2,194,018	89,991
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,176,700	1,198,491	▲21,791
	小計	1,176,700	1,198,491	▲21,791
合計		3,460,710	3,392,509	68,200

※上記評価差額から繰延税金負債18,550千円を差し引いた額49,650千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

国債 売却額 401,950千円 売却益 964千円 売却損 1,977千円

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	70,058千円
退職給付費用	33,852千円
退職給付の支払額	▲254千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲18,085千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲5,544千円
期末における退職給付引当金	80,026千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	568,621千円
特定退職金共済制度	▲352,235千円
確定給付型年金制度	▲136,360千円
未積立退職給付債務	80,026千円
退職給付引当金	80,026千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	33,852千円
退職給付費用	33,852千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8,740千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、96,597千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収利息	1,897千円
賞与引当金	5,110千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	814千円
年度末手当等	2,402千円
年度末手当等に係る未払社会保険料	361千円
未払事業税	208千円
退職給付引当金	21,767千円
減価償却（減損損失）	17,993千円
役員退職慰労引当金	2,462千円
土地（減損損失）	10,438千円
減価償却(借地上土盛費用)	3,527千円
資産除去債務	1,185千円
その他	731千円
繰延税金資産 小計	68,895千円
評価性引当額	▲ 32,693千円
繰延税金資産 合計 (A)	36,202千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	▲ 18,550千円
全農適格合併みなし配当	▲ 124千円
繰延税金負債合計 (B)	▲ 18,674千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	17,527千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲9.1%
住民税均等割額	7.7%
評価性引当額の増減	2.6%
その他	▲2.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%

10. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の遊休資産の一部は、設置の際に土地の所有者との不動産賃貸契約を締結しており、借地の原状回復義務に関わる債務について資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

対象資産の経済的耐用年数は経過していることから将来の資産除去にかかる費用を資産除去債務の全額としております。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,360千円
時の経過による調整額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	4,360千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上の建物に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は521,136千円です。

令和4年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理）	：総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品（グループ管理）	：売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品（米）	：総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	：最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

○耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・JA 祭典等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、全農という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った立替金を計上しています。

全農が共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として役務・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

②代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

③米穀共同計算にかかる収益認識

米穀の県域共同計算において、従来は、販売代金を収受した時点で収益を認識していましたが、当組合の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、23,949 千円減少しております。また、当事業年度の事業収益が 912,528 千円、事業費用が 919,883 千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 7,355 千円それぞれ増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 138,743 千円(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和 5 年 1 月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 13,917千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額貸倒引当金 10,162千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,369,188千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	687,661千円	構 築 物	176,593千円
機 械 装 置	477,452千円	車 両 運 搬 具	3,372千円
工 具 器 具 備 品	23,909千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金2,500,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,100千円を指定金融機関等の事務取扱いに係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は3,899千円、危険債権額は33,485千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は3,639千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,022千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(4) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 680,532千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産と認識しております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
自動車センター	営業用店舗	土地・建物	
水神倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
戸崎倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧八筋川給油所敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
生板敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧ファミリーマート 東上之島店敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧西代倉庫敷地	賃貸資産	土地・建物	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

自動車センターについては、該当店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額までに減額し、当事業年度の減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については土地の時価が著しく下落しており、減損の兆候に該当しています。

このうち、旧西代倉庫敷地は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

さらに、遊休資産は早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

水神倉庫敷地	2千円	(土地	2千円)				
戸崎倉庫敷地	53千円	(土地	53千円)				
旧八筋川給油所敷地	23千円	(土地	23千円)				
生板敷地	17千円	(土地	17千円)				
旧ファミリーマート 東上之島店敷地	3,347千円	(土地	3,314千円、建物	32千円)			
自動車センター	9,342千円	(土地	1,626千円、建物	1,490千円、 構築物	30千円、 機械装置	1,045千円、 車両運搬具	5,148千円)
旧西代倉庫敷地	1,131千円	(土地	1,131千円)				
合計	13,917千円						

④ 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額については正味売却可能価額、賃貸資産の回収可能価額については使用価値を採用しています。旧西代倉庫敷地の時価は不動産鑑定評価額に基づき、その他の資産は固定資産税評価額に基づき算定しています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、511千円の棚卸評価損が含まれています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が158,853千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	53,517,267	53,509,148	▲8,118
有価証券			
その他有価証券	4,620,030	4,620,030	—
貸出金(*1)	10,852,062		
貸倒引当金(*2)	▲5,570		
貸倒引当金控除後	10,846,492	10,673,329	▲173,162
資産計	68,983,789	68,802,507	▲181,265
貯金	69,904,244	69,848,910	▲55,333
負債計	69,904,244	69,848,910	▲55,333

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によつており、債券は取引金融機関等から提示された価格によつています。また、投資信託については、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によつており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日) 第 26 項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資 (*1)	1, 884, 925

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	53,517,267	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち、満期があるもの	593,130	200,000	200,000	—	100,000	3,900,000
貸出金(*1,2)	1,351,208	1,063,577	947,405	834,842	743,027	5,886,296
合計	55,461,605	1,263,577	1,147,405	834,842	843,027	9,786,296

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)135,397千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等25,705千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	58,659,413	4,175,071	6,653,758	193,211	222,789	—
合計	58,659,413	4,175,071	6,653,758	193,211	222,789	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(*)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	808,730	800,020	8,710
	地方債	313,880	299,924	13,956
	小計	1,122,610	1,099,944	22,666
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	3,204,290	3,562,593	▲358,303
	受益証券	293,130	300,000	▲6,870
	小計	3,497,420	3,862,593	▲365,173
合計		4,620,030	4,962,537	▲342,507

※上記評価差額から繰延税金資産93,162千円を差し引いた額249,345千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	80,026千円
退職給付費用	41,391千円
退職給付の支払額	▲4,479千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲17,833千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲5,322千円
期末における退職給付引当金	93,783千円

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	594,887千円
特定退職金共済制度	▲361,750千円
確定給付型年金制度	▲139,354千円
未積立退職給付債務	93,783千円
退職給付引当金	93,783千円

③ 退職給付に関連する損益

勤務費用	41,391千円
退職給付費用	41,391千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金9,000千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、90,951千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収利息	532千円
賞与引当金	6,169千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	986千円
年度末手当等	4,311千円
年度末手当等に係る未払社会保険料	647千円
未払事業税	1,961千円
退職給付引当金	25,508千円
減価償却（減損損失）	18,666千円
役員退職慰労引当金	3,162千円
土地（減損損失）	10,452千円
減価償却(借地上土盛費用)	3,747千円
資産除去債務	1,185千円
その他有価証券評価差額金	93,162千円
その他	699千円
繰延税金資産 小計	171,194千円
評価性引当額	▲32,451千円
繰延税金資産 合計(A)	138,743千円

繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲ 124千円
繰延税金負債合計 (B)	▲ 124千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	138,619千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.2%
評価性引当額の増減	▲0.2%
その他	▲0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.3%

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の遊休資産の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

対象資産の経済的耐用年数は経過していることから将来の資産除去にかかる費用を資産除去にかかる費用を資産除去債務の全額としております。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,360千円
時の経過による調整額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	4,360千円

④貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、貸借上の建物に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で

除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 503,059千円です。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	272,674,228	270,781,597
特別積立金取崩額	-	-
リスク管理積立金取崩額	-	-
合 計	-	-
剰余金処分額	78,636,401	72,612,622
利益準備金	10,000,000	20,000,000
任意積立金	59,810,900	39,378,820
うち目的積立金		
税効果調整積立金	-	9,378,820
財務基盤整備強化積立金	59,810,900	30,000,000
積立金		
積立金		
積立金		
出資配当金	8,825,501	13,233,802
普通出資による配当金	8,825,501	13,233,802
次期繰越剰余金	194,037,827	198,168,975

(注)

1. 出資配当金については次のとおりです。

(1) 普通出資配当の割合

令和3年度	0.8%
令和4年度	1.2%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。(単位:千円)

種 類	目的及び取り崩し基準	積立目標金額	当期末残高
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立を行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		36,202
財務基盤整備強化積立金	事業機能強化・財務基盤の安定化等、必要と認められた額を理事会の決議により取り崩す。	1,000,000	620,000

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用にあてるための繰越金が含まれております。

令和3年度	5,000,000円
令和4年度	5,000,000円

部門別損益計算書

令和3年度

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 3,887,592	439,748	318,099	2,624,248	501,153	4,341	
事業費用	② 2,830,456	36,550	12,081	2,291,950	459,422	30,449	
事業総利益	③-①-② 1,057,136	403,198	306,018	332,297	41,730	▲ 26,108	
事業管理費	④ 1,007,602	299,717	274,086	387,964	19,690	26,144	
(うち減価償却費)	⑤ (69,911)	(8,426)	(4,679)	(55,711)	(78)	(14)	
(うち人件費)	⑤' (700,475)	(210,021)	(202,032)	(251,789)	(12,234)	(24,398)	
うち共通管理費	⑥	118,549	99,491	118,829	10,895	2,557	▲ 350,322
(うち減価償却費)	⑦	(671)	(563)	(672)	(81)	(14)	(▲ 1,983)
(うち人件費)	⑦'	(37,608)	(31,562)	(37,697)	(3,456)	(811)	(▲ 111,136)
事業利益	⑧-③-④ 49,533	103,481	31,932	▲ 55,666	22,040	▲ 52,252	
事業外収益	⑨ 65,210	28,590	20,284	14,674	1,345	316	
うち共通分	⑩	12,623	10,594	12,653	1,160	272	▲ 37,304
事業外費用	⑪ 18,294	2,504	1,265	14,494	25	5	
うち共通分	⑫	236	198	237	21	5	▲ 699
経常利益	⑬-⑧+⑨-⑪ 96,450	129,567	50,951	▲ 55,486	23,361	▲ 51,941	
特別利益	⑭ 545	184	154	185	16	3	
うち共通分	⑮	184	154	185	16	3	▲ 545
特別損失	⑯ 55,661	18,835	15,807	18,880	1,731	406	
うち共通分	⑰	18,835	15,807	18,880	1,731	406	▲ 55,661
税引前当期利益	⑱-⑬+⑭-⑯ 41,335	110,910	35,298	▲ 74,181	21,647	▲ 52,343	
営農指導事業分配額	⑲	17,781	14,980	17,953	1,627	▲ 52,343	
営農指導事業分配額税引前当期利益	⑳-⑱-⑲ 41,335	93,129	20,318	▲ 92,135	20,019		

(注) ⑧、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分 (注2) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

令和4年度

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 3,118,313	442,256	293,198	2,194,060	182,699	6,097	
事業費用	② 2,001,307	22,561	8,413	1,813,260	126,802	30,269	
事業総利益	③-①-② 1,117,006	419,695	284,785	380,800	55,896	▲ 24,171	
事業管理費	④ 1,019,132	315,539	288,074	371,712	18,079	25,726	
(うち減価償却費)	⑤ 62,923	8,885	4,387	49,585	48	17	
(うち人件費)	⑤' 727,843	228,525	221,870	242,886	11,272	23,288	
うち共通管理費	⑥	117,176	92,720	118,854	10,138	3,630	▲ 342,520
(うち減価償却費)	⑦	553	437	561	47	17	▲ 1,617
(うち人件費)	⑦'	38,502	30,466	39,053	3,331	1,192	▲ 112,546
事業利益	⑧-③-④ 97,874	104,155	▲ 3,289	9,088	37,817	▲ 49,897	
事業外収益	⑨ 56,175	25,806	17,353	11,624	958	432	
うち共通分	⑩	9,700	7,676	9,839	839	300	▲ 28,356
事業外費用	⑪ 15,029,597	2,184	1,107	11,710	20	7	
うち共通分	⑫	233	184	237	20	7	▲ 683
経常利益	⑬-⑧+⑨-⑪ 139,020,470	127,778	12,956	9,002	38,755	▲ 49,472	
特別利益	⑭ 2,964	1,014	802	1,028	87	31	
うち共通分	⑮	1,014	802	1,028	87	31	▲ 2,964
特別損失	⑯ 23,171	7,926	6,272	8,040	685	245	
うち共通分	⑰	7,926	6,272	8,040	685	245	▲ 23,171
税引前当期利益	⑱-⑬+⑭-⑯ 118,813	120,865	7,486	1,990	38,157	▲ 49,686	
営農指導事業分配額	⑲	17,136	13,629	17,440	1,480	▲ 49,686	
営農指導事業分配額税引前当期利益	⑳-⑱-⑲ 118,813	103,728	▲ 6,142	▲ 15,449	36,677		

(注) ⑧、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分 (注2) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

財務諸表等の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和4年2月1日から令和5年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年5月30日

稲敷農業協同組合

代表理事組合長 根本 作左衛門

会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	5,244	5,061	5,038	3,888	3,118
信用事業収益	503	464	444	440	442
共済事業収益	368	359	343	318	293
農業関連事業収益	3,802	3,488	3,653	2,624	2,196
その他事業収益	571	750	597	505	186
経常利益	153	128	152	96	139
当期剰余金	81	74	98	29	88
出資金	1,116	1,108	1,107	1,116	1,113
(出資口数)	223	222	221	223	223
純資産額	3,472	3,535	3,564	3,553	3,307
総資産額	71,890	72,121	73,220	73,958	74,582
貯金残高	66,999	67,123	68,204	69,030	69,904
貸出金残高	7,981	8,888	9,275	10,618	10,852
有価証券残高	3,264	3,176	3,604	3,461	4,620
剰余金配当金額	11	17	16	9	13
出資配当金	11	17	16	9	13
事業利用分量配当金	0	0	0	0	0
職員数	156	148	145	147	148
単体自己資本比率	14.04%	13.80%	14.21%	14.46%	14.33%

(注)

1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	405	415	10
役務取引等収支	9	10	1
その他信用事業収支	△12	△6	6
信用事業粗利益	403	419	16
信用事業粗利益率	0.55%	0.57%	0
事業粗利益	1,093	1,122	29
事業粗利益率	0.55	0.56	0
事業純益	85	103	18
実質事業純益	86	103	17
コア事業純益	83	103	20
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	84	103	19

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	67,878	411	0.61%	68,577	419	0.61%
うち預金	53,967	299	0.55%	52,936	296	0.56%
うち有価証券	3,385	24	0.71%	4,470	31	0.69%
うち貸出金	10,525	86	0.82%	11,171	91	0.81%
資金調達勘定	68,744	6	0.01%	69,485	4	0.01%
うち貯金・定期積金	68,334	5	0.01%	69,075	4	0.01%
うち借入金	410	0	0.00%	410	0	0.00%
経費率			0.26%			0.26%
総資金利ざや			0.34%			0.34%

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△ 11	7
うち預金	△ 3	△ 3
うち有価証券	△ 3	6
うち貸出金	△ 4	4
支払利息	△ 3	△ 1
うち貯金・定期積金	△ 3	△ 1
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引	△ 8	9

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれていません。

経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.13%	0.19%	0.06%
資本経常利益率	2.77%	4.02%	1.25%
総資産当期純利益率	0.04%	0.12%	0.08%
資本当期純利益率	0.83%	2.54%	1.70%

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 ＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和4年度	増 減
貯貸率	期 末	15.38%	15.52%	0.14%
	期中平均	15.40%	16.17%	0.77%
貯証率	期 末	5.01%	6.60%	1.59%
	期中平均	4.95%	6.47%	1.52%

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位：百万円)

項 目		令和3年度	令和4年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	3,633	3,679
	一店舗当たり貯金残高	6,903	6,990
	一職員当たり貸出金残高	685	700
	一店舗当たり貸出金残高	1,061	1,085
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	5,588	5,373
	一店舗当たり長期共済保有高	19,840	19,076
経済事業	一職員当たり購買品供給高	66	77
	一職員当たり販売品販売高	176	146

(注) 各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本・支店（所）事業所等の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	3	-	1	3	3	2	-	3	2
個別貸倒引当金	23	27	0	23	27	27	8	0	27	8
合 計	25	29	0	25	29	29	10	0	29	10

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	64	0

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業（貯金に関する指標）

科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和3年度		令和4年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	27,851	40.8%	29,029	42.0%	1,178
定期性貯金	0	0.0%	0	0.0%	0
その他の貯金	27,828	40.7%	29,007	42.0%	1,179
小 計	7	0.0%	6	0.0%	△ 1
譲渡性貯金	0	0.0%	0	0.0%	0
合 計	68,333	100.0%	69,075	100.0%	742

- （注） 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和3年度		令和4年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	40,137	100.0%	39,662	100.0%	△ 475
うち固定金利定期	40,137	100.0%	39,662	100.0%	△ 475
うち変動金利定期	0	0.0%	0	0.0%	0

- （注） 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業（貸出金等に関する指標）

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和3年度		令和4年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	0	0.0%	0	0.0%	0
証書貸付金	9,984	94.9%	10,785	96.5%	801
当座貸越	144	1.4%	140	1.3%	△ 4
割引手形	0	0.0%	0	0.0%	0
金融機関貸付	395	3.8%	244	2.2%	△ 151
合 計	10,524	100.0%	11,171	100.0%	647

貸出金の金利条件別残高内訳

（単位：百万円、％）

種 類	令和3年度		令和4年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	7,937	74.8%	8,299	76.5%	362
変動金利貸出	1,970	18.6%	1,865	17.2%	△ 105
その他	709	6.7%	688	6.3%	△ 21
合 計	10,616	100.0%	10,852	100.0%	236

（注）「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	181	169	△ 12
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	116	91	△ 25
工場	0	0	0
財団	0	0	0
船舶	0	0	0
その他担保	87	84	△ 3
小 計	238	210	△ 28
農業信用基金協会保証	2,957	2,981	24
その他保証 KHL	0	0	0
小 計	2,957	2,981	24
信用	7,275	7,523	248
合 計	10,471	10,716	245

債務保証の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度		令和4年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	3,266	30.8%	3,071	28.3%	△ 195
運転資金	7,348	69.2%	7,781	71.7%	433
合 計	10,614	100.0%	10,852	100.0%	238

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和3年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	1,083	10.0%	1,069	9.9%	△ 14
林業	0	0.0%	0	0.0%	0
水産業	41	0.4%	40	0.4%	△ 1
製造業	391	3.6%	386	3.6%	△ 5
鉱業	23	0.2%	22	0.2%	△ 1
建設業	313	2.9%	290	2.7%	△ 23
不動産業	0	0.0%	0	0.0%	0
電気・ガス・熱供給・水道業	34	0.3%	30	0.3%	△ 4
運輸・通信業	132	1.2%	131	1.2%	△ 1
卸売・小売業・飲食店	67	0.6%	64	0.6%	△ 3
サービス業	534	4.9%	526	4.8%	△ 8
金融・保険業	315	2.9%	167	1.5%	△ 148
地方公共団体	6,803	62.7%	7,188	66.2%	385
その他	875	8.1%	939	8.7%	64
合計	10,611	100.0%	10,852	100.0%	241

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業			
穀作	340	342	2
野菜・園芸	68	66	△ 2
果樹・樹園農業	1	1	0
工芸作物	-	0	-
養豚・肉牛・酪農	26	33	7
養鶏・養卵	-	0	-
養蚕	-	0	-
その他農業	467	582	115
農業関連団体等	-	0	-
合計	904	1,024	120

(注)

1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	737	762	25
農業制度資金	167	262	95
農業近代化資金	167	262	95
その他制度資金	-	0	0
合計	904	1,024	120

(注)

1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	21	4	2	14	21
	4年度	3	0	0	3	3
危険債権	3年度	15	3	12	0	15
	4年度	33	0	33	0	33
要管理債権	3年度	0	0	0	0	0
	4年度	3	0	3	0	3
三月以上延滞債権	3年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	4年度	-	-	-	-	-
小計	3年度	37	7	14	14	37
	4年度	41	0	37	3	41
正常債権	3年度	10593				
	4年度	10823				
合計	3年度	10631				
	4年度	10864				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある借託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業（内国為替取扱実績）

（単位：件、百万円）

種 類		令和3年度		令和4年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	11,529	67,578	11,968	67,959
	金 額	11,286	17,014	10,105	16,970
代金取立為替	件 数	0	2	2	0
	金 額	0	1	7	0
雑 為 替	件 数	646	362	567	319
	金 額	671	503	328	201
合 計	件 数	12,175	67,942	12,537	68,278
	金 額	11,957	17,518	10,440	17,171

信用事業（有価証券に関する指標）

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国債	2,785	3,869	1,084
地方債	299	299	0
金融債	-	-	-
その他の有価証券	300	299	0
合 計	3,385	4,469	1,084

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間が定 めのない もの	合計
令和3年度								
国債	200	500	200			1,900		2,800
地方債				300				300
政府保証債								
金融債								
短期社債								
社債								
株式								
その他の証券		300						300
令和4年度								
国債	300	400				3,700		4,400
地方債			100	200				300
政府保証債								
金融債								
短期社債								
社債								
株式								
その他の証券	300							300

信用事業（有価証券等の時価情報等）

有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

〔満期保有目的の債券〕

（単位：百万円）

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	

〔その他有価証券〕

（単位：百万円）

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	1,628	1,594	34	808	800	8
	地方債	321	299	21	313	299	13
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	333	300	33	-	-	-
小 計	2,284	2,194	89	1,122	1,099	22	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	1,176	1,198	▲ 21	3,204	3,562	▲ 358
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	293	300	▲ 6870
小 計	1,176	1,198	▲ 21	3,497	3,862	▲ 365	
合計	3,460	3,392	68	4,620	4,962	▲ 342	

金銭の信託の時価情報

〔運用目的の金銭の信託〕

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	333	33	293	7

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

共済事業

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生 命 系	終身共済	943	45,063	559	42,582
	定期生命共済	255	739	89	804
	養老生命共済	236	26,707	239	22,681
	うちこども共済	70	7,652	101	7,056
	医療共済	0	254	0	229
	がん共済	0	114	0	110
	定期医療共済	0	140	0	149
	介護共済	205	706	71	771
	年金共済	0	130	0	130
建物	8,681	124,552	5,907	123,305	
合 計	10,321	198,409	6,866	190,764	

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済 (入院共済金額)	0	23	0	21
(治療共済金額)	43	49	51	107
がん共済	0	4	0	4
定期医療共済	0	0	0	0
合 計	44	78	51	133

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	219	989	80	1,055
認知症共済			85	83
生活障害共済(一時金型)	52	199	143	317
生活障害共済(定期年金型)	6	27	15	38
特定重度疾病共済	213	395	109	482
合 計	491	1,610	348	1,894

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	115	777	26	778
年金開始後		156		153
合 計	115	933	26	932

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	7,760	8	7,715	8
自動車共済		224		223
傷害共済	15,434	1	12,567	1
団体定期生命共済	0	0	0	0
定額定期生命共済	8	0	8	0
賠償責任共済		0		0
自賠償共済		8		9
合 計		243		242

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		
	供給高	手数料	供給高	手数料	
生産資材	肥料	344	51	434	58
	飼料	33	1	30	1
	農業機械	399	4	388	6
	農薬	259	32	252	29
	自動車	21	1	18	1
	燃料	111	2	129	2
	保温資材	43	4	37	3
	包装資材	118	12	126	13
	建築資材	0	0	0	0
	種苗・素畜	136	23	127	19
	その他生産資材	1	0	2	0
	小計	1,469	133	1,547	136
生活物資	米	0	0	0	0
	生鮮食品	17	1	16	1
	一般食品	22	4	19	3
	耐久消費財	21	2	26	2
	衣料品	0	0	0	0
	日用保健雑貨	122	10	164	14
	家庭燃料	0	0	0	0
	その他生活物資	2	0	1	0
小計	187	18	229	22	
合 計	1,656	152	1,776	159	

販売事業

受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	939	42	920	41
麦	13	2	7	1
大豆	6	0	12	0
その他豆類雑穀	0	0	0	0
野菜	1,455	29	1,247	25
果実	112	2	108	2
畜産物	531	4	466	3
花き・花木	0	0	0	0
直売所	16	2	21	3
合 計	3,075	84	2,783	78

買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
米	778	80	711	97
屑米	-	-	17	2
麦	-	-	0	0
屑麦	-	-	0	0
黒豆	21	2	-	-
合 計	799	82	729	100

保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益	保管料	8	10
	検査手数料	0	0
	その他	10	10
	計	19	21
費 用	保管材料費	0	0
	保管労務費	5	5
	その他費用	6	5
	計	11	11
差 引		7	9

利用事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度
収 益	乾燥施設	37	35
	葬祭事業	330	413
	育苗施設	38	38
	農機利用	9	10
	その他	4	4
	計	420	502
費 用	乾燥施設	19	22
	葬祭事業	303	375
	育苗施設	22	24
	農機利用	8	7
	その他	0	0
	計	354	431
差 引		66	71

指導事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度
収 益	賦課金	-	-
	指導事業補助金	0	0
	実費収入	3	5
	農政活動賦課金	0	0
	計	4	6
費 用	営農改善費	24	24
	生活改善費	0	0
	教育広報費	4	4
	農政活動費	0	0
	計	30	30
差 引		▲ 26	▲ 24

その他の事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度
収 益	精米	16	19
	直売所	29	31
	その他	2	2
費 用	精米	11	15
	直売所	27	28
	その他	2	2
差 引	精米	4	4
	直売所	1	2
	その他	0	0

自己資本の充実 の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,861	2,801
うち、出資金及び資本準備金の額	1,113	1,115
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	1,765	1,697
うち、外部流出予定額 (△)	▲ 13	▲ 8
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 4	▲ 4
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	2
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	2
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	84	129
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	2,948	2,933
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	6
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	6
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5	6
自己資本		
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	2,943	2,927
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	18,452	18,133
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	716	507
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 225	▲ 451
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	942	958
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2077	2,106
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（二）	20,529	20,239
自己資本比率		
自己資本比率（ハ）／（二）	14.33	14.46

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	303	-	-	337	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,796	-	-	4,370	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	7,114	-	-	7,499	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	54,974	10,994	439	53,795	10,759	430
法人等向け	23	20	0	19	13	1
中小企業等向け及び個人向け	240	77	3	219	75	3
抵当権付住宅ローン	127	43	1	117	41	2
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	0	0
三月以上延滞等	34	7	0	10	3	0
取立未済手形	7	1	0	7	1	0
信用保証協会等保証付	2,976	286	11	3,004	289	12
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	411	411	16	412	412	16
（うち出資等のエクスポージャー）	411	411	16	412	412	16
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	3,623	5,779	231	3,758	6,139	246
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外債TLAC削減調整手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	1,473	3,684	147	1,624	4,059	162
（うち特定項目のうち別項項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外債TLAC削減調整手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外債TLAC削減調整手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,149	2,095	83	2,134	2,080	83
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	300	300	120	300	3	0
（うちルクスルー方式）	300	300	120	300	3	0
（うちマナド方式）	-	-	-	-	-	-
（うち面額方式250%	-	-	-	-	-	-
（うち面額方式400%	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	958	38	-	942	38
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る証券化調整によるリスク・アセットの額に算入されたものの額(A)	-	451	18	-	226	9
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	72,934	18,133	725	73,847	18,452	738
CVAリスク相当額÷8%	-	0	0	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	72,934	18,133	725	73,847	18,452	738
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	2,106		84	2,077		83
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	20,239		809	20,529		821

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことで、
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(損利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インペスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	72,634	10,635	3,096	-	34	73,547	10,865	4,670	-	10
国外	-	-	-	-	-	0	0	0	-	0
地域別残高計	72,634	10,635	3,096	-	34	73,547	10,865	4,670	-	10
法人	農業	132	132	-	-	0	154	154	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	0	-	-	-	-	0	-	-	-
	金融・保険業	56,456	300	-	-	-	55,425	150	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	418	6	-	-	-	412	1	-	-
	日本国政府・地方公共団体	9,910	6,813	3,096	-	-	11,867	7,197	4,670	-
	上記以外	27	27	-	-	-	46	46	-	-
個人	3,367	3,354	-	-	34	3,321	3,314	-	-	10
その他	2,322	-	-	-	-	2,318	-	-	-	-
業種別残高計	72,634	10,635	3,096	-	34	73,547	10,865	4,670	-	10
1年以下	55,069	177	199	-	/	54,022	204	300	-	/
1年超3年以下	1,095	594	500	-	/	948	548	400	-	/
3年超5年以下	952	752	200	-	/	812	712	100	-	/
5年超7年以下	691	390	300	-	/	756	556	200	-	/
7年超10年以下	580	580	-	-	/	279	279	-	-	/
10年超	9,842	7,947	1,895	-	/	12,076	8,407	3,668	-	/
期限の定めのないもの	4,401	191	-	-	/	4,650	156	-	-	/
残存期間別残高計	72,634	10,635	-	-	/	73,547	10,865	4,670	-	/
平均残高計	67,864	10,530	3,084	-	/	68,562	11,176	4,169	-	/

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首残 高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	23	26	-	23	26	26	7	-	26	7

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区分	令和3年度						令和4年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首残 高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	23	26	-	23	26	-	26	7	-	26	7	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	23	26	-	23	26	-	26	7	-	26	7	-	
法人	農業	0	0	-	0	0	-	0	-	0	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	個人	22	22	-	22	26	-	26	7	-	26	7	-
	業種別計	23	23	-	23	26	-	26	7	-	26	7	-

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果	リスク・ウエイト0%	-	10,454	10,454	-	12,429	12,429
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	2,864	2,864	-	2,891	2,891
	リスク・ウエイト20%	-	55,075	55,075	-	53,893	53,893
	リスク・ウエイト35%	-	124	124	-	115	115
	リスク・ウエイト50%	-	25	25	-	8	8
	リスク・ウエイト75%	-	86	86	-	82	82
	リスク・ウエイト100%	-	3,785	3,785	-	3,592	3,592
	リスク・ウエイト150%	-	3	3	-	2	2
	リスク・ウエイト250%	-	1,173	1,173	-	1,473	1,473
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	73,593	73,593	-	74,489	74,489

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	3	-	-	6	-	-
中小企業等向け及び個人向 け	15	62	-	10	62	-
抵当権付住宅ローン	-	1	-	-	1	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	15	29	-	18	28	-
合計	34	93	-	34	91	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをい
い、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延
滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取
引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポー
ジャーのことで。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造
のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転す
る性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことで。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外
国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取
引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを
回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの
売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合
にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいま
す。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン バラ ンス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-
オフ バラ ンス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

②リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和3年度

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン パ ラ ン ス	0~15%未満	-	-	オン パ ラ ン ス	0~100%未満	-	-
	15~50%未満	-	-		100~250%未満	-	-
	50~100%未満	-	-		250~400%未満	-	-
	100~250%未満	-	-		400~1250%未満	-	-
	250~400%未満	-	-		1250%	-	-
	400~1250%未満	-	-			-	-
	1250%	-	-			-	-
	合計	-	-		合計	-	-
オ フ バ ラ ン ス	0~15%未満	-	-	オ フ バ ラ ン ス	0~100%未満	-	-
	15~50%未満	-	-		100~250%未満	-	-
	50~100%未満	-	-		250~400%未満	-	-
	100~250%未満	-	-		400~1250%未満	-	-
	250~400%未満	-	-		1250%	-	-
	400~1250%未満	-	-			-	-
	1250%	-	-			-	-
	合計	-	-		合計	-	-

令和4年度

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン パ ラ ン ス	0~15%未満	-	-	オン パ ラ ン ス	0~100%未満	-	-
	15~50%未満	-	-		100~250%未満	-	-
	50~100%未満	-	-		250~400%未満	-	-
	100~250%未満	-	-		400~1250%未満	-	-
	250~400%未満	-	-		1250%	-	-
	400~1250%未満	-	-			-	-
	1250%	-	-			-	-
	合計	-	-		合計	-	-
オ フ バ ラ ン ス	0~15%未満	-	-	オ フ バ ラ ン ス	0~100%未満	-	-
	15~50%未満	-	-		100~250%未満	-	-
	50~100%未満	-	-		250~400%未満	-	-
	100~250%未満	-	-		400~1250%未満	-	-
	250~400%未満	-	-		1250%	-	-
	400~1250%未満	-	-			-	-
	1250%	-	-			-	-
	合計	-	-		合計	-	-

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
2. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

③自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定により
リスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
その他	-	-
合計	-	-

- (注)1. 自己資本告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用保管機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び
保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

信用リスク削減手法の有無	有
--------------	---

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和3年度	令和4年度
リスク・ウェイト0%	-	-
リスク・ウェイト10%	-	-
リスク・ウェイト20%	-	-
リスク・ウェイト50%	-	-
リスク・ウェイト100%	-	-
リスク・ウェイト150%	-	-
合計	-	-

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	1,584	1,584	1,884	1,884
合計	1,584	1,584	1,884	1,884

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

売却益	令和3年度		令和4年度		
	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

**貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)**

(単位:百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

**貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)**

(単位:百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	300	300
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行動定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	707	584	80	68
2	下方パラレルシフト	-	-	4	-
3	スティープ化	739	610		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	27	35		
6	短期金利低下	109	23		
7	最大値	739	610	80	52
		当期末	前期末		
8	自己資本の額	2,943	2,927		

